

京都市告示第148号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成24年 7月 2日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	桃山町水0033号	伏見区桃山町金森出雲1番地の10地先 同上	
2	納所水0013号	伏見区納所北城堀33番地地先 同町34番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する 起 廃止する 終	点 点
1	淀水0041号	伏見区淀際目町439番地地先 同町435番地の12地先	

(建設局土木管理部道路明示課)